

多子世帯の保育料負担軽減策の実施を求める意見書

わが国の人口は、2005年に戦後初めて減少し、少子化問題は待ったなしの状況となった。子どもは社会の希望、未来の力であり、次代を担う子どもを安心して生み育てられる環境の整備と、子どもが健やかに育つことができる社会の実現が求められている。

このような中、2010年の税制改正で、0～15歳の年少扶養控除が廃止されたが、国は、保育料が上がらないよう年少扶養控除のみなし適用による再計算を自治体に促していた。ところが、本年4月からの「子ども・子育て支援新制度」実施に伴って、みなし適用は行わないこととされたために、多子世帯の保育料が負担増となったケースも見受けられるようになった。

そこで、国は在園児に限り、みなし適用による負担軽減のための経過措置を認めたが、多くの自治体はこの措置をとっていない。

去る8月21日に、政府の有識者会議である「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会」が発表した提言においても、「多子世帯の経済的負担の軽減に取り組むことが重要」とされているように、保育料が生活に与える影響は大きく、子どもが多い世帯ほど保育料が大幅に上がるのは、少子化対策と子育て支援に逆行するものである。

よって、国会及び政府においては、多子世帯の保育料の負担軽減策を早急に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）12月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員